

高岡市民病院では、

薬剤師の奨学金の返還を支援します。



貸付額最大 **360** 万円

年間最大60万円、貸付期間最長6年

高岡市民病院に勤務する対象の薬剤師に対し、奨学金の返還費用を支援するための資金を**無利子**で貸付けます。

また、**貸付期間の1.5倍に相当する期間、高岡市民病院の薬剤師の業務に従事**したと認めるときは、貸付金の**返還を免除**します。

貸付額

1月あたりの貸付額は、貸付対象奨学金の返還金の額とし、5万円を上限とする。
(他の制度による支援を受けた場合は、当該支援を受けた額を除く。)
支援金の貸付けの総額は、360万円を限度とする。

貸付対象者

高岡市民病院に令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に採用された正規職員の薬剤師で、貸付対象奨学金の返還の債務があり、その返還を滞納していない者。

貸付期間

支援金の貸付けの対象となる期間は、初めて支援金の貸付けを受けた月から、貸付対象奨学金の返還が終了する日が属する月又は6年を経過する月のいずれか早い月までとする。

問合先

高岡市民病院事務局総務課

TEL:0766-23-0204 FAX:0766-26-2882
E-mail:hospitaljim@city.takaoka.lg.jp